



「靖子像」西岡瑞穂



《展 示》

第13回企画展

『西岡瑞穂展—いごころ—』
画家が描いたパリ、諏訪、高知—

西岡瑞穂の60年にわたる画業をふり返り、実在感のある重厚な作品約40点を一堂に展示します。
【会期】11月17日(土)～12月24日(月・祝)

【開館時間】9時～17時
(入場は16時30分まで)

※休館日＝毎週月曜日

【場所】市立美術館
53-5110

【入場料】一般300円、

長寿手帳提示150円、障害者手帳提示無料・高校生以下無料

《イベント》

香北もみじ祭り

滝を彩る紅葉の下、風情あるひと時を過ごしませんか。

【内容】野点と琴の演奏
◆轟の滝(香北町猪野々) 滝の茶屋前

・日時＝11月17日(土) 11時～15時

◆大荒の滝(香北町谷相) 木馬茶屋前

・日時＝11月18日(日) 11時～15時

【問い合わせ先】香北支所 業務管理課 ☎59-2315

〔茶屋営業〕

おそば、おでん、お寿司などを販売する紅葉の時期限定のお店です。ぜひお立

ち寄りください。

◆滝の茶屋(轟の滝)

・日時＝11月1日～30日
(平日は休みの場合あり)

9時～16時

◆木馬茶屋(大荒の滝)

☎58-3838 (※営業期間中のみ)

・日時＝11月10日～25日(土日のみ) 10時～16時

《相 談》

無料調停相談会

【日時】11月15日(木) 9時30分～16時

【場所】高知市文化プラザ かるぽーと2階小ホール

【相談内容】※予約不要

調停制度を活用する方法について相談に応じます。

・民事：交通事故、金銭貸借、土地・建物、公害等

・家事：離婚、財産分与、親権、相続、扶養等

【問い合わせ先】

高知調停協会連合会事務局 ☎088-872-7884

※月・水・金曜日9時～16時

《募 集》

自衛官採用試験

(20年3、4月採用)

【受験資格】平成20年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子

【受付期間】

12月5日(水)まで

【試験日】12月6日(木)

【試験地】高知市内

【問い合わせ先】

自衛隊安芸地域事務所

☎0887-35-2749

《お知らせ》

狩猟期間が始まります
山中ではご注意ください！

イノシシ・ニホンジカの

狩猟期間は、11月15日から平成20年3月15日まで、それ以外の狩猟鳥獣については、平成20年2月15日までです。

香美市では、特定猟具使用禁止区域(銃)、鳥獣保護区を除く全域で銃器、わなでの狩猟が行われます。山道を歩く際などには十分

ご注意ください。

高知刑務所 ☎088-866-5454

【問い合わせ先】

・林政課(物部支所) ☎58-3120

・香北支所業務管理課 ☎59-2315

・農政課内林政課支所 ☎53-1062

高知矯正展

非行少年や犯罪者の社会復帰に温かいご支援をお願いします。

【内容】

・矯正資料コーナー
・性格検査の体験コーナー
・刑務所作業製品の展示即売(刑務所等の矯正施設

で製作している製品の中から木工、工芸品、漆器製品、革製品などを出品

予定)

【日時】11月18日(日) 9時～15時30分

【場所】高知刑務所

【問い合わせ先】

高知刑務所 ☎088-866-5454

高知大学と より一層の発展を

高知大学は、地域・企業・自治体・学校等の皆さまとさまざまな連携をさせていただいています。さらに地域の活性化に向けて「科学・技術相談(各種相談)」を行っています。講師派遣や共同研究、新たな産業・技術開発など幅広くお受けしていますので、ご相談の方は国際・地域連携センターにお問い合わせください。

【問い合わせ先】高知大学国際・地域連携センター
☎088-844-8555

回収します！ あなたの家の古い電話帳

NTT西日本では地球環境保護のため、古くなった電話帳を積極的に回収して、資源のリサイクルを図っています。新しい電話帳(11月中にお届け予定)を受けとられた際に、ご不要となった古い電話帳を配達員にお渡しください。

また、配達当日にご不在の場合は、後日あらためて

回収に伺いますので、「タウンページセンター」までご連絡ください。

【問い合わせ先】
タウンページセンター

☎0120-506-309

寄付

香美市へ

萩野泰代さん(物部町山崎)から
一般寄付として10万円を寄付されました。

片地小学校へ

明石 正さん(土佐山田町宮前町)から
同校の教育に役立ててほしいと20万円を寄付されました。



平成19年 秋季全国火災予防運動

『火は見てる あなたが離れる その時を』

(平成19年度全国統一防火標語)

【実施期間】11月9日(金)～15日(木)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

◆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



つけましたか？住宅用火災警報器！

火災の早期発見に大変有効な住宅用火災警報器、消防法および市町村条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。

○新築住宅は…平成18年6月1日から

○既存住宅は…平成23年6月1日から

※もしものために、消火器も備えておきましょう。



【問い合わせ先】消防本部消防課予防係 ☎53-4176

国保だより(その3)

特定健診の実施方法について

医療制度改革により、平成20年度から国保被保険者40〜74歳を対象に「特定健診・特定保健指導」(注1)が始まります。今回は特定健診の実施方法を説明します。

実施します。

③実施時期

個別健診は上半期に実施予定で、集団健診は下半期に実施予定です。※ただし、医療機関等によって変更する場合もあります。

④実施内容

①実施形態 従来の検診車による集団健診と医療機関による個別健診を併用して実施します。

②実施場所 個別健診は、県内の一定の条件で登録された医療機関で実施。集団健診は、各保健センター等で

※従来の基本健康診査の検査項目とほぼ同じです。

⑤受診方法

事前に郵送する『受診券』と『国民健康保険被保険者証』を持参して受診します。

⑥健診対象者

香美市の国民健康保険に加入している40歳〜74歳(注2)です。

以上のような実施方法に変わります。自分自身の生活習慣をふり返る機会として、年に一回は健診を受け、健康管理をしましょう。

【問い合わせ先】保険課 国保係 ☎53-3115

(注1)平成20年度から「基本健康診査」の名称が、「特定健診・特定保健指導」に変わります。

(注2)従来の基本健康診査を受診していた被扶養者の方(市町村の国民健康保険以外の医療保険に加入している方)は、加入している医療保険者から「特定健診」等についてのご案内があります。その案内に準じて、平成20年度から「特定健診」等を受診していただくこととなります。



金切り 年だより 「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」を送付します



生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、国民年金保険料の控除証明書を11月上旬(または、平成20年2月上旬)に送付します。

家族の国民年金保険料を納付したときも、社会保険料控除の適用になりますので、納付された方がその保険料額を申告することができます。

控除証明書は、平成19年中に納付していただいた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。この証明書には、平成19年1月から9月までの間に納付された国民年金保険料額(口座振替者は10月1日引き落とし分まで)と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額を記載しています。

◆証明書に関する問い合わせ窓口(設置期間) 11月1日〜平成20年3月14日、平日9時〜17時 ☎0570-0009911

年末調整・確定申告の際には、この証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

◆証明書および領収証書を紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご相談ください。

10月から12月までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方については、この証明書の発送は平成20年2月上旬の予定となっております。

◆相談受付時間の延長 【日時】毎週月曜日 19時まで延長

休日の年金相談日 【日時】11月10日(土)、11日(日)、24日(土)、25日(日) いずれも9時30分〜16時

休日・時間外の年金相談(11月) 県内4つの社会保険事務所